

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	農地整備課	整理番号	2-18
処分の種類	土地改良区の解散命令			
根拠法令条例等 ・条項	土地改良法第 1 3 5 条第 1 項			
処分の概要	土地改良区を解散させる命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定（法令等の規定において言い尽くされているため）</p> <p>【参考】 土地改良法第 1 3 5 条第 1 項 左に掲げる場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は、当該土地改良区の解散を命ずることができる。</p> <p>一 土地改良区が、第十五条に規定する事業以外の事業を行つたとき。</p> <p>二 土地改良区が、正当な理由がないのに、設立の認可の公告があつた日から一年を経過してもなお総会を招集せず、又は農林水産省令で定める期間以上その事業を停止したとき。</p> <p>三 土地改良区が、法令に違反した場合において、行政庁が第百三十四条第一項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。</p>			
基準の制定根拠	—			